令和８年
第４回市議会定例会　議案第２０号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成２６年函館市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第４条の３　幼保連携型認定こども園の設置者は，法第１３条第６項において準用する法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は，令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため